

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>（信用協同組合等の子会社の範囲等）</p> <p>第四条 「略」</p> <p>〔2〕4 略〕</p> <p>5 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p> <p>〔一〕十四の二 略〕</p> <p>十四の三 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに關し仲介を行う業務</p> <p>〔十五〕三十九 略〕</p> <p>〔6〕13 略〕</p> <p>（役員の説明義務）</p> <p>第十二条の三 法第五条の五又は第五条の六において準用する会社法</p>	<p>（信用協同組合等の子会社の範囲等）</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>〔2〕4 同上〕</p> <p>5 「同上」</p> <p>〔一〕十四の二 同上〕</p> <p>十四の三 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに關し仲介を行う業務</p> <p>〔十五〕三十九 同上〕</p> <p>〔6〕13 同上〕</p> <p>「条を加える。」</p>

第三百十四条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 組合員又は会員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）
- イ 当該組合員又は会員が総会の日より相当の期間前に当該事項を信用協同組合等に対して通知した場合
- ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
- 二 組合員又は会員が説明を求めた事項について説明をすることにより信用協同組合等その他の者（当該組合員又は会員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- 三 組合員又は会員が当該総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める場合
- 四 前三号に掲げる場合のほか、組合員又は会員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第十七条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第五条の七第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

「一〇三 略」

四 法第十二条第一項第九号

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第十七条 「同上」

「一〇三 同上」

四 法第十二条第一項第八号

備考 表中の「」の記載は注記である。	2 〔略〕	五 〔略〕
	2 〔同上〕	五 〔同上〕